

香川県条例第22号

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数)	(定数)
第3条 略	第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げる とおりとする。
(1) 県立学校職員 (2) 市町立学校県費負担教職員	(1) 県立学校職員 (2) 市町立学校県費負担教職員
2 略	2 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。